

## 第 59 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 4 年 8 月 4 日（木） 13:30～

場所：高知城ホール 4階 多目的ホール

委員：岡部早苗、笹原克夫、玉里恵美子（欠席）、橋本裕治、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川公子、松島貴則、山岡正史（欠席）、山本洋子

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部総括副部長

3 議 題

(1) 議事録署名人 2 名の選任

(2) 土地利用基本計画について

(3) 報告事項

①土地利用基本計画の報告事項について

－林地開発許可等の状況－

(4) モニタリング調査の結果について

①中土佐森林地域の縮小（農用地の造成）

②四万十（町）森林地域の縮小（太陽光発電施設用地）

(5) 前回審議会における質疑について

(6) 土地利用基本計画書第 5 次改定について

①提言

②土地利用基本計画書の変更（案）

－高知県土地利用基本計画書－

－高知県土地利用基本計画新旧対照表－

③土地利用基本計画書改定スケジュール

(7) その他

4 閉 会

---

---

### 1 開会

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第 59 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日司会進行を務めます用地対策課・課長補佐の武中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会にあたりまして、高知県土木部総括副部長の坂本からご挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

(坂本副部長)

皆さん、こんにちは。副部長の坂本でございます。

本日、大変お忙しい中、第59回高知県国土利用計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来なら2月に開催すべきところでしたけれど、コロナ感染拡大によりまして延期というかたちで、本日の会議開催ということでさせていただいております。

委員の皆様方には、日ごろから本県の土木行政をはじめとします県政全般にわたりまして、いろいろご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。

県が掲げております5つの基本政策がございます。そのうち、土木部では、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化、それからインフラ整備に関します充実と有効利用という、2つを推進しているところでございますけれど、それをすることによりまして、安全、安心な高知を実現するということに向けまして全力で取り組んでいるところでございます。

この南海トラフ地震を含みます自然災害リスクに備えていくために、安全で安心できる県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、さらには、産業振興と調和した県土利用といったことを目指しまして、総合的な土地の有効活用や管理の質を高めていくということが今後ますます重要になってくると思われまます。

国土利用計画法に基づきまして設置されております、この国土利用審議会でございますけれど、法の理念でございます、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、国土の均衡ある発展を図るということを目指しまして、土地利用が適正な取り扱いがなされているかなどをご審議いただく場となっております。

本日の会議は、次第でございますように、国土利用計画の報告事項などにつきまして、皆様にご審議をお願いするものでございます。

委員の皆様方からは、土地の開発や利活用におきまして幅広い見知からご意見やアドバイスをいただきまして、今後、それぞれの担当部署の取り扱いに生かしていくことが大事になってくると考えております。

最後になりますけれど、今後とも県政の発展に向けまして皆様のご支援いただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、笹原会長、ご挨拶をお願いいたします。

(笹原会長)

皆さん、こんにちは。会長の笹原でございます。

この県の国土利用計画審議会、はっきり言いまして県民の方、そして行政内部でも注目度はとても低い委員会です。皆さん、重々ご存じだと思います。それに対してわれわれどうするか。いつも言ってることでございます。めげない。で、毎回言っていることですが、われわれ議事録をつくるために、この審議会をやりましょうと。

議事録、県の用地対策課のホームページから読んでみると、当然個人情報等々は黒塗りになってるんですけど、その黒塗りになっていても「これ、すんげーこと書いてあるな」という議事録になってございます。ですから例えば、悪意のある人だけじゃなくて、何かネタを引きずり出そうという人が読むと、かなりいい読み物になっているんじゃないかと思っております。ちょっと危ないんですけどね、その意味では。

そういう注目度の低さの中で、先ほど坂本副部長のほうから法律上のここの審議会の役割という話がありましたけれど、私ども、もう淡々と、それも報告と審査もありますけれど、どんどんモニタリングをしていこうというところが、私個人としては目的でございますので、まためげずにご発言いただければありがたいと思います。

ただし、ただしですね、皆さん、非常に熱い方が多いので、非常にありがたいんですが、ご発言は簡潔にお願いしたいと思います。ただでさえ私、皆さんにしゃべらせるので長くなるので、その中でご発言、少しでも短くしていただけると、会議の終了が早くなりますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

(司会)

笹原会長、どうもありがとうございました。

坂本副部長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

《坂本副部長 退席》

(司会)

会議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。各資料は、一式をクリップ留めにしておりまして、インデックスを貼っております。

次第の裏面に一覧を載せておりますので、資料の綴じ漏れがないかご確認をお願いいたします。不足がある場合は、事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。

続きまして、前回審議会後、異動によりまして1名の委員さんが交代となっておりますので、ご紹介させていただきます。

お手元の資料でインデックスの「名簿」をご覧ください。

新しい委員は、四国森林管理局長の橋本様でございます。

(委員)

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、新しい委員をお迎えしておりますので、初めに簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。松島委員のほうから時計回りで自己紹介をお願いいたしたいと思います。

(委員)

高知大学農林海洋科学部、南国市の物部でございますけれども、そちらのほうのキャンパスで農業経営学分野の教育研究を担当しております松島と申します。

もう委員もかなり長くなってまいりましたけれども、どうかよろしくお願いいたします。今日も静かにしておきたいと思います。

(委員)

こんにちは。岡部と申します。建築士として仕事を始めてから40年になりますが、高知市内で設計事務所を始めて21年になります。その建築士からの立場で意見を言わせていただければなと思っています。よろしくお願いいたします。

(委員)

高知のまちづくりを考える会の畠中と申します。何と、このまちづくりを考える会、発足して今年30年を迎えました。住民参加型で行うあれこれっていうのに関心を持って取り組んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

高知市商店街振興組合連合会理事長、広末です。私も大分長くなりましたが、この会がそれほど……、それほどですね、会長が言われたように、注目度の低い、われわれが長い時間……、結構この会は、あちこち会へ行きますけど、時間が長いですね。長い割になかなか私の立場で言いますと発言することがない会でございますので、発言する機会がありましたらさせてもらいますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

高知県宅建協会の藤本です。宅建協会というのは、地方行政、高知市とか、県、また、日本に対して政策提言、税法関係とか、土地関連税制、それから政策提言ですね。そういうことをずっと、20年ぐらい僕も担当しております、非常にしゃべり出したら長くなるかもわかりませんが、できるだけ手短に今日も発言させていただきたいと思います。よろしくお

願います。

(委員)

細川と申します。高知県自然観察指導員連絡会、土佐植物研究会の会員で、自然関係で発言させていただきます。ついつい熱くなりますので、ご容赦をお願いします。今日はちょっと黙ってしようと思っています。よろしくお願いいたします。

(委員)

不動産鑑定士の山本と申します。もう現役のほうは退いて、中央委員とか、さまざまな委員でお手伝いをさせていただいているぐらいですので、またよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局のほうの紹介をさせていただきます。  
用地対策課長の中平でございます。

(事務局 中平)

用地対策課長の中平と申します。前任の黒石課長がこの3月に定年退職をいたしまして、その後任ということで4月に消防政策課のほうからかわってまいりました。引き続き、各委員の皆様方にお世話になりますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

担当チーフの礒野でございます。

(事務局 礒野)

4月からかわってきました礒野と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

担当の寺元でございます。

(事務局 寺元)

昨年10月に異動になってきました寺元です。また、皆さん、担当ですので、またいろいろやり取りすると思いますが、そのときはよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。  
本日の審議会には、9名の委員の皆さんが出席していただいております。これは、委員総

数 11 名のうちの半数以上を満たしておりますので、審議会条例第 5 条第 3 項に定められております 2 分の 1 以上の出席により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開することとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、会議に入りたいと思います。

(笹原会長)

ちょっと、欠席委員。

(司会)

欠席の方をすいません。紹介します。

山岡委員と玉里委員が本日欠席というご連絡をいただいております。失礼いたしました。

### 3 議題

(司会)

それでは会議に入りたいと思います。

会議の進行につきましては、審議会条例第 5 条第 2 項によりまして会長にお願いすることとなっております。笹原会長、よろしく願いいたします。

(笹原会長)

そうしましたらこれからこの審議会を開催したいと思いますが、審議会運営要領の第 6 条第 3 項を見ますと、議事録署名人を 2 名選任しなければならないということになっておりますので、もしよろしければ、いつもの慣例により、私のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

そうしましたら、リストがあつて、いつ、誰がやったっていうの、それに基づいて少ない方を選びました。一人目が岡部委員、お二人目が前任の方も含めて考えて、橋本委員、ちょっと初めてで申し訳ないんですが、お願いできますでしょうか。

はい。ありがとうございます。

そうしましたら、そのお二人の委員の方に議事録署名人をお願いするということがございます。

始めたいと思いますが、広末委員、あと、松島委員、大丈夫です。もう存在感で参加されていますんで、十分でございます。議事録の中でも匂いがします。

そうしましたら次第のほうをご覧いただきたいんですが、まず（２）の土地利用基本計画についてということで概要の説明。（３）で報告事項。これは国土利用計画何とか法に基づく報告事項ですね。報告事項ですけど、私どもにとって非常に重要なものであると。そのあとに（４）でモニタリング調査。過去の報告、審査案件について、これ、用地対策課さんに法律上の権限がないのでなかなか苦しいんですが、できる範囲でモニタリングをしていたいただいたフォローアップの調査の結果をお話いただくと。（５）なんですが、前回審査会における質疑についてということで、委員の皆様の活発なご議論のお陰で、宿題がどんどん、どんどん貯まってきたと。その前回の審議会の宿題について、事務局からご説明いただくと。最後、（６）が、現在進んでいる土地利用基本計画書の第５次改定について、特にスケジュールについて審議があるということでございます。

そういうことで、進めたいと思いますが、（２）の土地利用基本計画についてというところですね。まず、報告事項をやる前に、土地利用基本計画の説明、資料１でお願いしたいと思います。

（事務局 中平）

用地対策課長の中平でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本題に入ります前に毎年のことでございますけども、土地利用基本計画について少しご説明をさせていただきます。

お手元の資料１の２ページをご覧ください。

土地利用基本計画とは、計画書と計画図で構成をされておりまして、国が定める国土利用計画を基本として、都道府県が策定するものでございます。計画書については、本県では第４次の全国計画を受けて、平成２３年３月に策定をしております第４次の土地利用基本計画が現行のものとなっております。現在、第５次の基本計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。計画図は、個別法に基づく区域の変更案件がありましたらその都度変更しておりまして、今回の審議会では変更案件はございません。

３ページをお願いいたします。

役割についてでございます。各個別法に基づいて定められる諸計画の上位計画に位置付けられておりまして、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものであります。

また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度があり、土地の有効利用に対する指針となるものとともに、各個別法の規制についてもその基本方針を示すものとなっております。

４ページをお願いします。

計画書としましては、土地利用に関する基本的な方針や都市地域や農業地域など、五地域に区分した土地利用調整指針を定めており、計画図としてはその五地域の範囲を示した５万分の１の地図で構成をされております。

5ページをご覧ください。

今ご説明しました五地域の範囲を示した図面については、国土交通省が全国の土地利用基本計画図を統合・電子化した通称「LUCKY（ラッキー）」というシステムにより、ホームページで公開をしております。

6ページをご覧ください。

審議会へお諮りする時期について記載をしております。

個別法による地域・区域を変更する場合は、それと同時、もしくはその決定前に土地利用基本計画の図面を変更することとされております。

森林地域につきましても同様の取り扱いとなりますが、森林法において地域森林計画の変更は、伐採や造成が行われた開発行為完了後に行われるため、事後追認になることから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会に報告をさせていただきまして、開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する審議をお願いしているところでございます。

土地利用基本計画の説明は、以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

この審議等の時期についても以前、「そんな遅いんじゃないの？」という話もありましたけれど、これも一つの問題ではありますね。ただ、審議のシステム上、特にご担当課の事務量を考えるとなかなか仕方がないというところもあるのでしょうかけれど、やっぱりこの審議の時期が遅いというのは、一つ問題かなということかと思えます。

では次に、ここからメインですね。議事次第で言うところの2、報告事項ですね。では、課長、お願いします。

(事務局 中平)

続きまして、報告事項ということで、土地利用基本計画の報告事項についてのご説明を順次させていただきます。

資料1の7ページをご覧ください。

2の「土地利用基本計画の報告事項について」という見出しでございます。林地開発許可等の状況をここに掲載をさせていただいております。

今回は、高知市が3件、香南市が1件、それから佐川町が1件ということで、各森林地域の林地開発に関する5件についてご報告をさせていただきます。

次に8ページをご覧ください。

まず、報告番号1の高知（池）森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高知医療センターの南側で、高知南インター線に隣接した山林でございます。

開発に係る森林面積は約4haで、変更理由としましては、資材置場等の造成にかかる他用途への転用により、森林地域の縮小予定となっております。



他地域との重複状況につきましては、都市地域（市街化調整区域）と、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次に9ページをお願いします。

事業の概要としましては、資材置場等の造成を目的に、平成12年9月に当初の林地開発許可を約1.37haで受けまして、平成18年度の当審議会では、事業目的を「宅地造成」に変更しまして、林地開発の変更許可を約4.32haで報告をしております。その後、高知市の民間事業者Aが事業を継承しているところです。

今回の報告では、令和3年5月に林地開発の変更許可を約4.22haで受けておりまして、前回から1ha未満の変更となっておりますけども、事業目的が「宅地造成」から「資材置場等」に変更したことによるものでございます。

林地開発許可期間は令和3年12月31日までとなっております。令和4年1月に事業は完了しておりますので、この案件につきましては次回の審議会での諮問事項になる予定でございます。

10ページをご覧ください。

事業区域の拡大図を掲載させていただいております。

それから次、11ページをお願いします。

土砂災害警戒区域等が示された県の防災マップに、開発エリアを大まかに赤枠で示したものでございます。この後にご報告させていただく他の案件につきましても同様となっております。

今回のこの案件については、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンが事業区域に入っております。

それからここで土砂災害警戒区域等についてのご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

資料の28ページと29ページに、防災マップに関する補足説明を掲載しております。そちらのほうをお願いします。

28ページのほうです。

まず、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）、それから土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）につきましては、土砂災害防止法に基づき都道府県が指定する「土砂災害のおそれがある区域」となっております。

イエローゾーンは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。ただし、区域内であっても開発行為や建築物等の建築行為は制限がされておられません。

一方、レッドゾーンは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、それから建築物の構造規制等が行われます。

ここでいう特定の開発行為とは、住宅地分譲や社会福祉施設、それから学校及び医療施設

といった要配慮者利用施設の建築開発行為でありますので、今回の報告案件のような事業用地の造成、それから残土処理場や太陽光発電については該当しないということになっております。

それから29ページをお願いいたします。

県の防災マップでは、先ほどご説明させていただきましたレッドゾーン以外に法指定されている範囲で開発等に制限行為の許可が必要となるものとしまして、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、それから砂防法に基づく砂防指定地、それと地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域がございます。地すべり防止区域につきましては、砂防指定地があれば防災砂防課、それから保安林等があれば治山林道課、それから土地改良事業施行地域等であれば農業基盤課といったかたちで、それぞれ所管が分かれております。

報告1の高知（池）の森林地域の縮小案件に関する報告は、以上となります。

（笹原会長）

そうしましたら1件1件いきましょう。

今の高知（池）、いかがでしょうか。

ちなみに11ページ見ると、これ、土砂災害警戒区域、急傾斜地のイエローゾーンかかっていますけれど、おそらく土地の地形の改変してますので、それ以前の調査結果だと思います。その後、多分フォローしてないんじゃないかな？と思います。ですから、これはあまりこのイエローゾーン、気にする必要はないかなと思います。念のため、また、防災砂防課さんにご確認を、事務局、お願いできるとありがたいんですが。

（事務局 中平）

はい。わかりました。また、そしたらあとで確認をさせていただきます。

（笹原会長）

何かありますでしょうか。委員、何か。

じゃあ、委員、マイクを使ってください。

（委員）

これ、今ですね、宅地造成ということで開発許可の申請があったわけですか？宅地造成から資材置場等の変更というふうに書かれてますが、そういうことじゃあ……。

（事務局 中平）

ちょっと事業課のほうからお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

(事務局 中平)

はい。

(治山林道課 高宮)

治山林道課です。

用地対策課長からも説明がありましたように、以前は宅地造成ということで許可をしておりましたけども、今般、資材置場に変更したいということで変更を受け付けております。

(委員)

それはわかるんですが、われわれ業者の感覚から、宅地造成で許可が下りるものが資材置場に変更するということは、不動産の価値から考えると価値が相当下がるという感覚を持っているんで、通常考えられないことですが、これ、先ほど言われたようにおそらく山をだいぶカットするような格好になってるんだと思いますが、そうすると、土砂災害警戒区域も多分あまりかからないという状況で、なぜ、宅地造成できるところを、これ、調整区域ですから……、面積要件が多分宅地造成でオッケーになるんだと思いますが、資材置場が変わることが、ちょっとわれわれの常識じゃなかなか理解しづらいですが、そこはどういうことで資材置場が変わったかということ、わかりますか？

(治山林道課 高宮)

治山林道課ですけども、それについては、開発行為者である事業主が宅地よりも資材置場としてやりたいということですので、私どもがそれを「なぜ宅地やめたんですか」とかということは聞きませんので、そこまではちょっとわからないというのが現実です。すいません。

(委員)

それはそう。それはそう。

まあ、まあ、わかります。簡単に言うと、宅地造成の開発許可は非常に、擁壁とか基準が厳しいですから、僕は考えて資材置場の林地開発許可でやっというて、とりあえずフラットな図面にしたやつを……、民間事業者Aさん実際、池でやったんですね、前、調整区域、大がかりに。で、だいぶ分譲したんですが、資材置場とか、今、建築……、倉庫なんかも建っています、そこは以前高知市と一緒に工業団地をするという計画があったけど、民間事業者Aさんの、あの、意見がまとまらずにやまったんやけど、ここもそういうことかなと思って見るけど。許可の問題ですからそこまで突っ込めないですね。はい。わかりました。すいません。いらんこと言うて。はい。

(笹原会長)

治山林道課さん……、笹原ですけど、われわれ、担当課をいじめるためにやっているわけではないので、そこはご理解ください。ただ、すごく熱い議論が出るのは事実です。

委員のご懸念わかりますので。多分、特に、これ、今後も少しフォローアップしたほうがいいところかもしれないですね。ここ、フォローアップ、モニタリング簡単ですので、そんなに見えないところでもございませんし、今後少し継続的に見るターゲットの一つにしておきましょう。

いろいろ委員のお話を聞いているとやっぱり心配になってきます。はい。

(委員)

テクニックを使っているなという……。

(笹原会長)

マイクを。

(委員)

すいません。いいです。いいです。

(笹原会長)

いい？ はい。

じゃあ、1番よろしいですか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

これね、1番、道路からよく見えますので、お通りの際には、少し見ていただいてもいいと思います。どんどん山切ってます。

報告番号2番、春野町の森林地域、お願いします。

(事務局 中平)

それでは、次に行かせていただきます。

12ページのほうをご覧ください。お願いいたします。

報告番号2番の高知（春野町）の森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけども、高知競馬場から少し南西方向にある高知市春野町東諸木の山林でございます。

開発に係る森林面積は約 2 ha で、変更理由としましては太陽光発電所の建設の造成にかかる他用途転用により森林地域の縮小の予定となっております。

他地域との重複状況につきましては、都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

13 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、高知市の民間事業者 B が太陽光発電所建設を目的に開発を行うもので、主に山頂部を利用して太陽光パネルを設置し、約 1 MW の発電施設を建設する計画となっております。

令和 2 年 10 月に林地開発許可を受けておりまして、林地開発の許可期間は、令和 4 年 6 月 30 日までとなっておりますけれども、期間変更の許可を受けて現在も事業を継続しているというふうに聞いております。

事業区域は、約 3.64ha、それから今回形質を変更する森林は約 1.9ha となります。

14 ページをご覧ください。

ここには上空からの写真を掲載させていただいております。

次に 15 ページをお願いいたします。

少し見にくいんですけども、開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せておりますので、土石流危険渓流の流域が事業区域に入っているというところです。

報告番号 2 番に関する報告は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。今度は太陽光発電でございます。2 ha だから、森林法 1 ha 以上ですから、ぎりぎりを狙ったっちゃあ、ぎりぎり狙ってますね。よろしいですか。

これもフォローアップしましょうとか言っていると全部フォローアップしなければいけないんで、これは、いいと。

そうしましたら次が報告番号 3 番、香南市香我美町の森林地域ですね。お願いします。

(事務局 中平)

はい。それでは、16 ページのほうをご覧ください。

報告番号 3 の香南（香我美町）の森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけれども、県道 30 号、香北赤岡線から少し南東に入った香南市香我美町の山林でございます。

森林地域の縮小変更面積は約 11ha、それから変更理由としましては、果樹園の造成、太陽光発電施設の設置、それから土石の採掘にかかる他用途転用により森林地域の縮小予定となっております。

他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

17 ページをご覧ください。

事業の概要といたしましては、事業者Cほか2名が果樹園の造成、太陽光発電施設の設置、それから土石の採掘を目的に開発を行うものでございまして、平成5年8月に当初の林地開発許可を、次のページの下部に記載がありますけども、約2.9haで許可を受けまして、平成18年度の当審議会で林地開発の変更許可を約13.25haで報告し、今回は、令和3年5月に林地開発の変更許可を約10.81haで受けているところでございます。

今回の報告については、事業目的が「樹園地の造成」から「果樹園の造成、太陽光発電施設、土石の採掘」に変更したことによるものと、それから次ページにありますように、前回13.25haから10.81haへと縮小する森林面積が約2ha減ったことによるものでございます。

減った理由につきましては、土石の採掘を行う面積が減少したというふうに聞いております。

それから林地開発の許可期間、これは、令和5年1月31日までとなっております、事業区域は約22.6haとなっております。

18 ページをご覧ください。

こちらには上空からの写真を掲載しております。事業内容については、枠囲みでそれぞれ示させていただいておりますけども、全体のほとんどが果樹園にかかるといって、約8ha以上を占めているというところなんです。

それから次、19ページをお願いいたします。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップをここに載せております。

報告番号3につきましては、報告は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

これ、結局変更は微小なところは別として、事業目的が変更されたということですね。

(事務局 中平)

はい。そうなります。

(笹原会長)

もともと樹園地だから多分果樹園をつくる目的が、ほとんど果樹園だけど、プラスαで太陽光とか、土石の採取がくっついたということですね。そういうことだそうですね。いかがでしょうか。

(委員)

ちょっと基本的な質問をしてよろしいですか。

(笹原会長)

マイクを使ってください。

(委員)

はい。すいません。報告番号1でもちょっと疑問を感じてたんですけど、18 ページの右下にあります、例えば事業区域が当初 17. ほにやらら、前回変更で 26. 89、今回 22. 59 っていうのは、プラスされてるといふふうに理解したらいいんでしょうか。それとも 17 が 26 の規模になる。その 26 の規模が今回変更で 22 に減るっていうふうに理解してよろしいんでしょうか。プラスマイナスじゃないんですよ。

(事務局 中平)

これ、プラスマイナスではなくて、この数字に変更になったということで、17ha が 26ha になって、それがまた 22ha に減ったということで、増減したということになります。

(委員)

なるほど。何か、どの部分が減って、どの部分が増えたりしてるんだろうっていう、この数字をどう読み解いて良いのか、ちょっとわかりづらくて。どの部分が着手されずに済んでいるのか、どの部分をどうして減らしたのか、増やしたのかっていうのがもうちょいわかりやすいといいのかなと思ったんですけど。ごめんなさい。ちょっと読み取りにくかったです。

(笹原会長)

今回は別として、そういうかたちに比較して描くことって可能でしょうか。

(治山林道課 高宮)

治山林道課です。申請者にそれは求めていくことは可能です。

ごめんなさい。ここはちょっとそういうのが付いてないんですけども、2、3枚めくっていただくと、そういうふうに描いてくれている事業者さんもいたりしますので、そこは統一していくようにします。

(笹原会長)

委員、いかがでしょうか。

(委員)

21 ページみたいな感じですね。

(笹原会長)

21 ページ、そうですね。

(治山林道課 高宮)

そうです。はい。

(笹原会長)

じゃあ、ちょっとそういう方向で統一していただけるように、変更区域の明示ですね、そういう方向で今後資料の作成をお願いしたいと思います。

(事務局 中平)

はい。次回からそしたら変更区域の変遷がわかるようなかたちでちょっと線を入れるとか、何か工夫してわかるように表示をしたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(笹原会長)

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと私から。これ、事業主体を見ると代表者、個人3名に見えるんですけど、これ、個人なんですか。

(事務局 中平)

個人さん、3名です。

(笹原会長)

個人さんですか。

(事務局 中平)

はい。

(笹原会長)

地元の方ですね。

(事務局 中平)

地元の方です。



(笹原会長)

わかりました。ちょっと面積広いですけど、よろしいですかね、これ。

先ほど、委員がおっしゃった、土石の採取とか、太陽光発電にすると、何か、地価とかは変わってきそうな気がします、そういう問題ではないのかもしれないですね、これ。

(委員)

ここはあんまり関係ない……。

(笹原会長)

関係ないですかね。

(委員)

あんまり……。

(笹原会長)

マイクを。

(委員)

はい。香我美町も、僕も宅地造成とかをやっていますが、ここはあまり売却するというような対象外の地域ですね。果樹園……。

(笹原会長)

果樹園ですからね。

(委員)

ぐらいに、しかないでしょうね。はい。

(笹原会長)

基本的に果樹園なんでしょうね。推測ですけど。

(委員)

ええ。そうですね。宅造とか、そういう地域ではまったくないですから。

(笹原会長)

ご自分でお使いになると。

(委員)

ええ。自己利用でしょう。はい。

(笹原会長)

はい。わかりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次、報告番号4番、佐川の森林地域をお願いしたいと思います。

(事務局 中平)

わかりました。

次に20ページのほうをお願いいたします。

報告番号4の佐川の森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけれども、佐川町から須崎市に向かう国道494号線の斗賀野トンネルの東方向にある、土讃線と重複した佐川町川ノ内地区の山林となっております。

森林地域の縮小変更面積は約14ha、それから変更理由としましては、土石の採取にかかる他用途転用ということになっております。

他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域、それから農用地区域を含まない農業地域となっております。

21ページをお願いいたします。

事業の概要としましては、須崎市にあります民間事業者Dが土石の採掘を目的に開発を行うもので、平成18年2月に当初の林地開発許可を約6.38haで受け、平成18年度の当審議会で報告をしているところです。

これまでに何回か軽微な変更を繰り返しまして、形質を変更する森林が10ha以上となったことで、高知県土地基本条例にかかる事前協議を令和3年1月に行った後、令和3年3月に林地開発許可の変更許可を約14.41haで受けております。

少し見えにくいかもしれませんが、図の中央に紫色の線がありますが、この内側が林地開発許可制度の創設以前から採掘をしていた区域であり、それ以外の周りの黄色の線が今回変更後の約14haになっております。

林地開発の許可期間は、令和6年3月となっており、事業区域は約45.05haとなっております。

それから次、22ページをご覧ください。

上空からの写真を掲載させていただいております。

次に23ページをお願いします。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せておりまして、土石流危険渓流の流域が事業区域に入っているというところでございます。

報告番号4につきましては、以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

この佐川、いかがでしょうか。鉱石ですね、鉱石採取ということで。何かご意見ございますか。よろしいですか。じゃあ、何かあれば、また思い出せばあとでお話してください。

次、行きたいと思います。

今度、報告番号の5番、高知の朝倉の森林地域でございます。よろしく申し上げます。

(事務局 中平)

はい。それでは、24ページのほうをお願いいたします。

報告番号5の高知(朝倉)の森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますけれども、高知市針木浄水場の少し北西にある山林となっております。

森林地域の縮小変更面積は約3haで、変更理由としましては、農場造成にかかる他用途転用ということになります。

他地域との重複状況につきましては、都市地域(市街化調整区域)となっております。

25ページのほうをお願いいたします。

事業の概要としましては、平成18年11月に当初の林地開発許可を約2.27haで受け、平成18年度の当審議会で報告をしているところでございます。

その後、高知市にあります民間事業者Eが農場造成を目的に開発を行い、1ha以上の変更と、それから事業目的の変更によりまして、令和2年12月に林地開発許可の変更許可を約3.34haで受けております。

林地開発の許可期間は、令和5年6月30日までとなっております、事業区域は約3.80haとなっております。

26ページのほうをお願いします。

上空からの写真をこちらに掲載をさせていただいております。

次に27ページをご覧ください。

開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを掲載させていただいております。ここは土石流危険渓流の流域に入っているというところでございます。

報告番号5番につきましては、以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

報告番号5番、高知朝倉森林地域でございますがいかがでしょうか。

これ、25ページの変更にかかる補足説明で事業目的を見ると、農地の造成から農場造成

なっていますが、これは変更になるんですか。農地じゃなくて農場になるということですか。

(治山林道課 高宮)

大きな変更の目的とはなりませんね。おっしゃるとおりです。ここ、変更したのは1haというところ、調整池をちょっと大きくしたというところがありますので、そこで変更許可ということにしております。

(笹原会長)

そうすると微修正というか、小さな変更の積み重ねと。

(治山林道課 高宮)

そうですね。

(笹原会長)

わかりました。調整池を少し大きくしていただいたというのは、ありがたいことではありますね。そんなところだそうです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。何かまたあれば、後で思い出したらご発言ください。

そうしましたらそういうことで、国土利用計画法の報告案件、以上5件、終了したいと思います。

次、議題でいうと、(4) モニタリング調査の結果についてということで、ここの国土利用計画法に基づいた報告等々ではございません。私どもの審議会事務局をお願いしてつくっていただいたテーマでございます。

今回、モニタリング調査が2件ございます。こちらのほうの説明を事務局お願いしたいと思います。

(事務局 中平)

はい。それでは、モニタリング調査の結果について、ご説明をさせていただきます。

モニタリング調査は、過去の審議会において、諮問や報告させていただいた案件についてその後の開発や利用状況を確認し、お伝えをさせていただくというものでございます。

例年行っております土地利用基本計画の報告事項とは別の項目としまして、令和2年度より議題の項目として位置付けることとさせていただきました。

土地利用基本計画の報告事項は、諮問に至る前段階として、林地開発の許可等という法手続き状況の報告を行っているのに対しまして、モニタリング調査は、開発行為等が完了した後の利用状況を調査するものでございまして、その行為に法的根拠はなく、当然立ち入り権限等はありません。

しかしながら、こちらの審議会場で何度も開発完了後の二次利用等についてチェックや監視をすることの重要性が議論をされてきたという経緯がございます。当課としましては、できる範囲で調査を行いまして、今後もこのようなかたちでお伝えをしていきたいというふうに考えているところでございます。

今回は、モニタリング調査の結果としまして、過去の審議会場で諮問をさせていただいた2件についてご報告をさせていただきたいと思っております。

続けてよろしいでしょうか。

(笹原会長)

どうぞ。はい。

(事務局 中平)

それでは、資料2の2ページをご覧ください。

平成25年度の審議会場で諮問をさせていただいた中土佐町久礼の林地開発許可に係る案件でございます。

場所は、右側の位置図に示してございますけれども、中土佐町久礼地区で、高知自動車道の中土佐インターチェンジを降りまして、国道56号線沿いを四万十町方面に車で5分程度走ったときに、左側に降りたところにあるという位置関係になっております。

2haの森林地域の縮小になりまして、3ページにありますように、事業目的が農用地の造成、それから事業主体は民間事業者F、事業期間が平成17年7月から平成25年7月で、事業完了が平成25年8月となっております。

なお、2ページから4ページについては、当時の資料を抜粋させていただいております。それから4ページにつきましては、当時の写真を参考にこちらのほうに掲載をさせていただきました。

それから5ページから8ページのほうをご覧ください。

これにつきましては、今年の6月に現地のほうへ調査にまいりまして、確認に行き撮ってきた写真というところでございます。現在、別の事業者が太陽光発電設備というかたちでの使用になっているというところでございます。

1件目について、報告は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

現在、太陽光発電の土地となっているということでございますが、いかがでしょうか。

何かちょっと私気になるのは、現在の写真見ると6ページとか、7ページを見ると、パネルの置き方が雑というのか、汚いなど。当然、行政担当部局の審査は経ているはずですけど、ちょっと通常の業者さんの置き方より汚いのが気になりますが。

(委員)

あの……。

(笹原会長)

マイクを。ちょっと待ってください。

(委員)

これ、当初の目的は農用地なんですけど、農用地から太陽光って転用ではないんですか。

(治山林道課 高宮)

林地開発で農地にしますよということで許可取ったと思うんですけども、農地の転用という話になると、多分、農業振興課になるのかな？ どこか……、ですけども。多分、農地法上の農用地ではないんじゃないのかなというふうに考えております。

(笹原会長)

どうですか。委員。

(委員)

何か、よくわからないんですけどね。農用地っていうことで許可受けたなら、いったん……、やっぱり農用地になって然るべきじゃないかなっていう気がするんですけど。それで、さっきもありましたよね。果樹園が採石……、土砂の採石……。何を採石するか、それもちょっと、何なのかなと思ってたんですけど。採石とかなるとまた変更とか、そんなのないんですかね。目的が変わるというわけ……。ときには申請要らないんですかね。そもそもこれ、まだ民間事業者Gさん、持ってるんですかね。

(治山林道課 高宮)

推測になりますけども、民間事業者Gが農地として登記せずにそのまま売ったんじゃないかなというふうには思います。

(委員)

これですか。大体わかります。

当初、農用地で林地許可取って、で、農地というのは現況主義ですから、農地から田、畑に変えてない段階で、現況主義、まあ、いわゆる造成した、林地開発した状態をそのまま売却できるんですよ。で、そのときには、農地法の4条とか、3条とかいう、それからそういう農地法の申請は要らないですから、農地にする前に売却したというような、これはいい

見本みたいな。で、林地開発で農用地で取ると許可が簡単やから、まあ、取って、こういう太陽光発電に向けた、適した……、当初から宅地というか、その太陽光発電をつくる土地が目的でやったというふうに推測されるということですね。許可は要らないです。農地になってないから。

(笹原会長)

じゃあ、マイクを。

(委員)

すいません。そうしますと林地開発許可のときに、農地の造成というのを目的に書いたけれども実際はそうじゃなかったと。太陽光発電が目的だったのを取ったという。

(委員)

そういうことです。はい。で、農用地で林地開発取って、農地に転用してなかったんですね。で、林地開発の山を削った段階で、この太陽光発電に、業者に売却したというかたちになっていると思いますね。

なかなか一回農地に転用すると、田んぼとか、特に農用地になると転用しにくいんですよ。農地にする前に売却したと、そういうことでしょうかね。推測ですから、まあ、そういうことです。

(笹原会長)

委員、いかがですか。よろしいですかね。

(委員)

多分、農地として使ってれば、それ農地なんで、委員、おっしゃられるように、多分転用手続き必要になってくると思いますんで、そうであれば多分、転用の許可、手続きは通っているはずだと思います。ただ、委員、おっしゃるように、農地になる前っていうの、私よくわからないんですけども、農地になる前に売ってれば、まあ、そういう農地法の対象から外れるということですかね。すいません。

(委員)

そういうことです。

(委員)

地目変更が義務化されていない……。

(笹原会長)

マイクを。委員。

(委員)

地目変更が義務化されてないということですよね、許可をする段階で。それが義務化されていけば地目変更しなくちゃいけないんでしょうけど、そのまま売却したという、何もせずに、地目も変えずに売却したということですよね。

(笹原会長)

あくまでも推測に過ぎない中で議論をしているので、ちょっとあれなんですけれど、そうしましたら、まず、事務局におかれては、そのへんの経緯を、できる限りで結構ですから調べていただくと。それぐらいしか対応はございませんけれど、あとは私どもこういう議論をしたということがきちっと議事録に残りますので、皆さん、それも一つの私どもの議論の目的でございます。はい。

(委員)

すいません。今日は静かにしておくつもりだったんですけど。要は転用するときの用途自体をどうでもいいということにするのかどうなのかという問題だと思います。転用しやすいと言いますか、林地開発しやすい地目で、方法で申請して、あとは自由に太陽光発電にできますよと、用途変更できますよということであれば、一体何のための申請だ、審査だという話になってくるので、そこをどういうふうにかえるかというところの問題で、今の現行法ではそのあたりの縛りが無いということですよね。

(治山林道課 高宮)

よろしいですかね。

森林法では、その目的に応じてどれぐらい森林を残しなさいであるとか、土砂の流出の防止策を取りなさいであるとか、水害を防ぎなさいであるとかというところに主眼を置いて審査しておりますので、委員おっしゃられるように、「最終目的、こうでした」というのが事後変わってしまったというのは、あんまりよろしくないのかもしれませんが、この場ではよろしくないのかもしれませんが、往々にしてありがちなことじゃないかなとは思っています。

(笹原会長)

はい。委員。マイクを。

(委員)



確か、この件は、いろいろ当初から怪しい……、怪しいと言ったらおかしいですけど、変な策を弄しちゃうということでモニタリングをとということになって、その結果が今日出たわけですね。われわれ、皆さんの疑問視しとったのがそのまま現れている、結果、そのとおりになってるということですよ。そういう開発しやすいことでやっとして、開発して変更してるということは、よくこの委員会で、私もそうですけど、開発のときの審査はしても、あとどうなるのかまんというような感じが非常に受けるので、それをきちっとせんといかんと。特に、造成しちよって、土のままにして、そのまま「さようなら」っていったら、もうはげた山ばっかしになりますので、そこを言うんやけど、それが法的に何ら認められるということになれば、モニタリングする意味がないような、今、ちょっと、これ、最初から皆さんがここの物件は、委員は特に怪しいというようなことを言いよって、そのとおりになってるという事実、それをどうするかというところやないでしょうか。けど、法的には何ら違法というか、罪ではないということですよ。

(笹原会長)

あれですね。この国土利用計画法及びわれわれの審議会の法的な権限からするともう致し方ないというところはございますが、それに少しでも抗うためにこのモニタリング調査、つくっていますし、あと、先ほども話したように、個人情報とは別として、詳細な議事録が残ります。ですから、私どものすべきことは、われわれは議論を議事録に残すということだと思いますので、そここのところはぜひご理解いただきたいと。

なおかつ、私どもがこうやってモニタリング、こういうところをしている。例えば、今の委員のご発言の、議事が残りますので、読んだ人はわかると思います。ただ、あれですね。やっぱり先ほど委員と委員からもお話がありましたけど、現行法のやっぱり不備といえど不備を指摘しているというところはあるのかもしれませんが、これもまた、われわれが「この法律は不備だ」と言ってもすぐ変わるわけではございませんが、そういう指摘があったということも含めて議事録で解釈できるようにしておいていただければいいかと思います。

というか、私がこうまとめているということが、法律の不備だよということを指摘しているということになるかと思しますので、委員の皆さん、ご理解ください。よろしいでしょうか。

はい。委員、お願いします。

(委員)

今のことについては、確かに先生がおっしゃるとおりだと思いますが、熱海で土砂災害があった原因がこういうことでしたよね。造成したあとに、いつの間にか太陽光発電になっていて、そこから土砂が流出したのが原因ではないかと言われているので、これは今後問題になるべき、するべきことではないかと思します。

それと先ほど笹原先生がおっしゃったことの中に、太陽光発電の発電所にここはなっているわけですが、確かに私が見てもとてもずさんな置き方だと思うんですが、これは、笹原先生はどこかで審査をしているだろうとおっしゃったんですが、私の知る限りで太陽光発電については審査をするところがないと思うんですが。建造物でもないし、何でもないので、どこも、誰も審査してないと思うんですが、ひょっと審査するところがあるということであれば教えていただきたいと思います。

(笹原会長)

事務局、わかりますか。確か……。

(治山林道課 高宮)

治山林道課です。おっしゃるように、事後でというか、太陽光だけやりますよという話だと多分審査するところってどこにもないと思います。報告案件で出てきました春野町の案件みたいなことで、ハナから太陽光発電を目的として林地開発しますよという場合であると、うちのほうでそれは審査します。

こういう案件、今のモニタリングの案件みたいなところだと、多分、委員、おっしゃるように審査するところってないんじゃないかなというふうに思います。

(笹原会長)

そうか。その場合、例えば治山林道課で審査するとしても、森林法上の審査なので、この太陽光発電施設の審査ではないわけですね。

(治山林道課 高宮)

一応、構造物であったりとかつていうのは、計算書はチェックしております。太陽光の施設を置く、置いたばっかりに崩壊が起きたというようなことがないようなところまではチェックしております。

(笹原会長)

そうすると、チェックされるものもあるし、されないものもあるということですね。

(治山林道課 高宮)

そうなります。

(笹原会長)

わかりました。

じゃあ、委員。

(委員)

すいません。ちょっと疑問なんですけれども、この土地ですね、今、地目上は何という地目で登記されてるんですかね。

(事務局 中平)

すいません。今、そこまで詳しい状況は……、モニタリング調査なので、対業者に対して聞き取りとかをしているわけではございませんので、今ちょっとその部分はわかりかねます。申し訳ございません。

(笹原会長)

ちょっとそこも限界があるので。

(委員)

あれで調べればいいんじゃないですか。

(笹原会長)

ちょっと待って。マイクをお願いします。

(委員)

申請のときに地番が出てるはずだから、今、コンピュータですぐ調べれますよね。公用はきかないんですかね、コンピュータで調査するの。前は公用でゼロで調べれたんですけど。申請のときに地番出てるんで、すぐ、それはわかると思いますけど。

(笹原会長)

どうですか、事務局。

(事務局 武中)

すいません。公用ではちょっと調べることはできないんじゃないかと思います。

(委員)

そうなんですか。

(笹原会長)

法令に基づかない行為なので、これは。勝手にやってるわけなんです、ある意味。

(委員)

何かないんですかね。すぐわかる。

(委員)

ちょっと。

(笹原会長)

委員。

(委員)

これ、番地さえわかれば、われわれが、ネットですぐ出ますから。で、地目はわかるんですが、大体ですね、こういう場合、全部山林のまま置いてます。雑種地に変えると固定資産評価額が変わるので、山林で置くと、これ、ほとんど山林の固定資産評価額になると思うんで、わざわざ業者が、本来は変える必要はあるけど、罰則はないんですよ。地目変更しなかったら罰金取るとか、科料になるとか、今、現行法ではないから、これは一応山林のまま多分置いてるということで。番地がわかったらうちの会社でいつでも取れますから、すぐわかります。はい。

(笹原会長)

ただ事務局、役所の方ができること、できないこともございますので、あれですね。どうしようかな。ちょっと、推測の中で議論をしているのであれなんですけれど、とりあえず今出た再調査というか、可能な範囲で経緯を含めてもう一回調べていただけないでしょうか。

(事務局 中平)

はい。わかりました。どこまでできるかちょっとわかりませんが、わかる範囲での再調査ということで。はい。

(笹原会長)

わかる範囲で結構です。はい。これだけ議論もできましたので。ええ。

ただ、そうですね。先ほどの転用のときの法律上の不備みたいな問題はある可能性はあるというまとめ方……、まあ、推測ですから「ある」って言い切りません。「可能性はある」という言い方にさせてください。「法律上の不備の可能性はある」という言い方でまとめたと思います。よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら今、1件目ですね。次、報告番号……、これ、報告番号っていう言い方も何か、さっきの報告と重なっちゃうんで、次回ちょっと変えましょうね、呼び名を。報告番号2番、四万十町のほうをお願いします。

(事務局 中平)

それでは、引き続き資料の9ページのほうをお願いいたします。

平成27年度の審議会で諮問をさせていただいた四万十町作屋の林地開発許可に係る案件でございます。

場所は、右側の位置図に示してございますけども、松葉川温泉の南東方面、県道松原窪川線から東に少し入りました四万十町の作屋地区というところでございます。

3haの森林地域の縮小になりまして、10ページにありますように、事業目的が太陽光発電施設用地で、事業主体が民間事業者Gと民間事業者H、事業期間は平成26年6月から平成27年6月、それから完了が平成27年6月というふうになっております。

なお、9ページから11ページについては、当時の資料を抜粋してここに付けております。

11ページにつきましては、当時の写真を参考に付けているというところです。

それから12ページから13ページについては、今年6月に現地のほうへまいりまして撮ってきた写真というところでございます。開発当時と同じ事業者で、当初目的と同じ太陽光発電設備として適切に使用されているように現地のほうでは確認をしているというところで、周辺環境についてもきれいに手入れがなされているという、この写真にあるような状況でございます。

2件目の報告については、以上となります。

(笹原会長)

ありがとうございました。

四万十町の森林地域でございます。太陽光発電ですね。いかがでしょうか。先ほどの1件目に比べるとパネルの張り方が整然として。

(委員)

全然違います。

(笹原会長)

全然違いますね。

(委員)

管理が。

(笹原会長)

うん。別物ですね、これ。

(委員)

これが本当なんです。

(笹原会長)

うん。それでなおかつ、ちゃんとでっかい看板も立ててますし、安心できますね。いかがでしょう。まあ、これは、管理もいいし、完成写真の当時と比べてほとんど変わらないということで、よく管理していただいているということでしょうか。決してこれを大賞賛するわけではございませんが、管理がいいというところを評価するということがあってもいいのかなと思います。それも私どもの、権限もないのであれですけど、一つの結論にもなり得るかなという気はいたしますが、いかがでしょうか。

はい。では、委員、お願いします。マイクをお待ちください。

(委員)

やるならこうやってねっていう感じですね。

それこそ、これだけの広さがあって、6月に撮影されていますよね。そしたら今の時期っていったら、大変なはずなんです、草が。ものすごく大変なはずなのをここまできれいにされているっていうことは、かなりきっちり管理されているということだと思うので、これは、先生がおっしゃったように、絶賛するわけではないですけども、いい見本として、こういうやり方をしたらいいよねっていう見本ではないかなと思います。

(笹原会長)

はい。私としては、今、委員にうまくまとめていただいたかなと思っております。よろしいでしょうか。そんなところで。

今日のモニタリング、1件目と2件目、好対照で、2つまとめて1つのモニタリングの報告と見なせるかなと思います。最後、やっぱり委員がおっしゃったこと、これは、1件目と2件目を両方合わせてそういうまとめをしていただいたというふうに考えたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうしましたら、これでモニタリングについては終わりにしたいと思います。

今後もしつこくしつこくモニタリングやっていきたいと思います。ただ、やっぱり法律に基づいたものではないので、なかなか十分な資料は得られないと思いますが、その中で少し頑張っていきましょう。

そうしましたらこれで国土利用計画……、法律に基づいた報告と、あと私ども独自のモニタリングのご報告をいただきましたので、ここでちょっと早いけれど10分ほど休憩に入りたいと思います。

(事務局 中平)

そしたら前の時計で55分に再開ということをお願いいたします。

#### 《休憩》

(笹原会長)

そうしましたら時間になりましたので議事に戻りたいと思います。

議事次第を見ると、次が(5)で前回審議会における質疑についてということで、前回の審議会、いつだったかな？ 一年半ぐらい前ですかね。いろいろ宿題が出たので、その宿題について事務局さんからご回答いただくということでございます。

そうしましたら事務局、よろしくをお願いします。

(事務局 中平)

はい。それでは資料3をご覧いただきたいと思います。

こちらのペーパーに、昨年度の審議会でご質問とかいただいておりました内容についての宿題返しということでまとめさせていただいております。

前回の審議会でご質問、7点いただいておりましたので、これについて、内容を順次ご説明させていただきたいと思います。

まず1番から順番にご説明をさせていただきます。

1につきましては、総括表がha単位の整数表示のため、四捨五入しているがその誤差も累積をすれば大きな数字になるのではないかという意見をいただいております。

これにつきましては、国が定めたルールで実施を行っているということでございまして、土地基本計画図が5万分の1となっておりまして、表示の限界が1haというかたちになります。また、1ha未満や幅が100mに満たない道路などは対象になっておりません。

ということで、答えはこんなかたちになりますけれども、なお、高知県の国土審議会のほうでこのようなご意見があったということにつきましては、国土交通省の担当課のほうにはお伝えをしているというところでございます。

簡単ですけども1つ目はこんなかたちになります。

(笹原会長)

そうしたらもう一つ一つではなくて最後まで通しでご説明いただいて、そのあとに、質疑ということでもよろしいですか。

はい。そうでしたら、次お願いします。

(事務局 中平)

それでは続きまして、委員からご質問がございました2つ目ということで、高知（一宮）の森林地域に係る開発区域と四国のみちへの影響についてご説明をいたします。

この資料の2ページから4ページに前回の審議会資料を参考に載せております。

2ページの右側の位置図の開発範囲、これにつきましては四国のみちの南側で歩道とは外れておりますので、周辺に影響がないということを確認しているところでございます。

参考に、5ページのほうに四国のみちの図面を載せております。赤枠の部分が開発区域になります。ということで、2つ目の回答はこういったかたちになります。

それから次、3つ目ということで、これも委員のほうからご質問をいただきました内容です。

香南森林地域（縮小）に係る開発区域と石灰岩地帯での希少植物への影響についてご説明をさせていただきます。

この資料の6ページから8ページに前回の審議会資料を付けさせていただいております。

6ページの右側の位置図の開発範囲が石灰岩層であれば固有の植物へ影響があるということでしたが、開発区域とは外れていることを確認させていただいております。

それから次、4点目ということで、委員のほうから佐川森林地域の縮小に係る残土処理場の地権者は誰かというご質問をいただいておりますので、これについてご説明をさせていただきます。

資料の9ページから11ページに前回の審議会資料を付けさせていただいております。

10ページでございますように、事業主体は国土交通省で、残土処理場として使用する土地は借地で、佐川町及び個人の方の土地でございました。残土処理場は、森林の一時的利用との考え方のもと、最後は植林を行い森に戻してもらうということを原則としております。

続きまして、5点目ということで、委員のほうからいただいております林地開発の要綱等で事業者の前回の許可等の実施状況を確認するように様式に入れられないかというご質問についてご説明をいたします。

開発行為が完了いたしますと、県庁の所管課（関係課）の管轄から外れまして、事業完了後の状況を管理する規則とか、決まり、ルールは特にございませぬ。そのあと、改めて開発等を行う場合は、関係課の許可を受けることとなりますけれども、そんな今、現状があります。

高知県国土利用計画審議会では、その後の開発や利用状況を確認し、お伝えするというところを、先ほどのモニタリング調査を独自で行うということで、今やっているところであります。先ほど議題の4で申し上げましたとおり、その行為に法的な根拠はなく、立ち入り権限等はありませんので、ちょっと残念ですけれども、できる範囲で監視等を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、委員からご質問のありました6点目ということで、事業地Ⅰの希少植物の保



全についてご説明をいたします。

資料の 12 ページから 14 ページには、関係資料としまして前々回での審議会資料、それから参考として図面を載せております。

当該開発区域は蛇紋岩地にのみ生育する希少植物が数多く分布する県内有数の場所であることから、希少植物の調査を行い、有識者の助言をいただきながら植物の保全の検討や移植を実施してきておりました。

12 ページの写真は下が北になりますけども、右側がこれまでに開発行為を実施した事業地 I の法面になります。

令和 3 年度より工事が着手されております一宮から東側についてですけども、令和 2 年度に希少植物の現地調査を行い、その結果をもとに高知県レッドデータブック（植物編）の改訂委員会の助言、それから調査の協力を得まして、現地の布師田の土を法面の盛土表面に使用する計画や、それから株や種子の採取、それから設計の検討など、可能な範囲で希少植物の保全に努めているという、今状況でございます。

今後に関しましては、採取し保管しています株や種子の移植場所などを協議し、移植する予定となっております。

また、昨年 10 月には、一宮地区の南側斜面で希少種の種子を含むと見込まれた表土を布師田地区側から移設し、吹付ではなく植生シートを使用した試験施行箇所においては、県レッドリスト 3 種を含む 28 種の生育が確認されるなど、取り組みの成果が出ているというふうにもお聞きをしております。6 つ目の案件については以上です。

それから続きまして、委員からご質問をいただきました民間事業者 J が鏡地区で計画をしている事業の現在の状況についてご説明をいたします。

この事業は、民間事業者 J が石灰岩の採掘を行うため、令和 2 年 10 月に当課が所管する土地基本条例に係る計画書の提出がありましたけども、石灰岩の搬出方法について見直しが行われておまして、前回の審議会でご説明した内容から進捗は特にございませぬ。今後も相当な時間がかかるというふうに考えているというところです。

以上が前回審議会での質疑についての説明になります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

前回の宿題、こういう回答でございます。いかがでしょうか。

1 番の総括表の数字の問題、これ、確か、資料 1 を見ると法律で……、4 ページか、「計画図は 5 万分の 1 の地形図に記したものと書いてあるので、こういうことになっているようですが、将来、この次の 5 ページ目を見ると国交省の土地利用なんとかネットワークシステム（土地利用調整総合支援ネットワークシステム）、GIS で表記する方向で多分検討していると思います。そうすると、もうもはや 5 万分の 1 地形図とかいうことが意味を成さなくなるので、必然的にこの単位の問題等々もこのシステムの変更に伴って議論されることを

期待したいと思っております。

ただ、これは言い続けなければいけないことです、われわれは。覚えておきましょう。

ほかいかがでしょうか。特に、そうですね、委員、いろいろご指摘をいただいているんですが、いかがですか。

(委員)

2番につきましては、了解しました。直接影響はないということで、あそこ、割と急峻なところですけど、このところは多分上のほうで太陽光発電に使える部分だと思います。

それから、香南森林地域の、直接は開発に……、区域外なんですけれども、本当にシャトーなんかのある、すぐ直下なんです。岩場に■■■■っていうシダの一種なんですけど、そこにあるので、工事するときにひょっとあの岩がどうのこうのなったら危ないなっていう、私も見てきたんですけど、それを自然共生課とかで、いろいろ話をさせていただきましたので、影響ないように……、またモニタリングというか、私のほうでも見ますけれども、影響が出ないようにぜひお願いしたいと思います。

それからですね、11ページ……、12ページからの事業地Iにつきましては、12ページのほうに完成写真というのは、A、B、Cってあるんですが、ここは既にできてます。その反対側ですね。布師田について自然共生課とか、県、市、それからコンサル会社の方とも何回もお話しさせていただきましたで、で、ご説明していただいたように、種を採ったり、移植したり、それからどこでどういうふうにするかっていうのを決めました。

ただ、最近ずっと工事見てるんですけど、なかなか厳しいです。再現できるかどうかは難しいなと思います。特に、A、B、Cの反対のほうにすごい貴重な植物がいっぱいあったんですね。その保全……、まあ、工事区域も若干残すところを多くしてもらったり、それから工法の検討をして、全然取り上げられないときからいうと随分変わりました。

ただ、それが後世に残るかどうかは、私も含めてわからない部分がありますので、工事が終わって、それから、工法は決めてるんですけど、ここは非改変のところだったのに、すごい掘ってるなっていうのはあります。

もう今更言っても仕方ないんですが、一番できる範囲でベストな方法だったとは思いますが、それこそ来年、「らんまん」の、牧野さんの取り上げられるけど、今、すごく気運が高まっているんですね。もうちょっと早くあれが決まっちゃったらもうちょっと押せたのと思って、すごく悔やんです。すごく貴重な山ですので、またそういったファンが来ると案内できるような、事業地Iになったけど、ここだけ、これだけはすごくいいところが残ってる、案内しても楽しいねっていう部分をこれから少しでも残していただけたらと思って、自分自身もモニタリングしていきたいと思っています。

佐川町の分も希少植物があるところとは違うということで、了解しました。

そのほかは、多分。

(笹原会長)

鏡地区。

(委員)

鏡地区、そうですね。

(笹原会長)

これは、まだまだですね。

(委員)

鏡地区は、まだまだ道路ができないと採石もできないと思いますので、これは時間が……、土地の人とも……、聞いたら、なかなかすぐに進むような話ではないということをお聞きしましたので。ただですね、その地域の人が、もうこれは全部売られるから希少植物を採っておこうという人がいまして、すごくそれはちょっと困ってます。どうせないなるがやから、あそこの分を採ってきて……。■■■■なんかもたくさんあるんですよ。それをもう採っちゃったがマシとか、それにはちょっと困ってます。

すいません。おしゃべりし過ぎました。ありがとうございます。

(笹原会長)

はい。そうですね。特に事業地Ⅰ、一宮の件、県のご担当課の対応が今までかなり悪かったように委員から聞いておったので、実はちょっと心配しておったところですが、やっぱりこの審議会で議論した甲斐があって、少し対応は……、少しというか、対応は良くなったということですね。これが一つの成果かと思います。

ただ、おっしゃるように、もし無くなっちゃったとしたらそれは取り戻せないというところがあるので、本当は事前にわからなければいけないんですけど、そこは国土利用計画審議会の範疇を超えるかなという気がしますので、別のかたちでそこは頑張らなければいけないかなという気はしております。ただ、ほっとしたのは、やっぱり県のご担当課が少し動いたということは成果だなと思っております。その意味では、私、うれしいですね。はい。

あといかがですか。ほかのところ。委員とか、委員とか、委員とか、委員さんもお名前ございますが。特に委員さん、いかがですか。林地開発の要綱……、許可等の実施状況ですね。

(委員)

似たような話になるんですけど、結局、森林の開発というのは非常に周りの、森林の本来持っている貯水能力とか、CO2の削減能力とか、いろいろ表面の浸食防止機能とか、いわゆる森林の持っている機能を損なうわけですね。で、その損なうけど、結局林地開発許可で出

てきた用途、例えば太陽光発電と考えるとこれはCO2削減には、今、日本全体、世界がそのカーボンニュートラルということでCO2削減を……、日本も2050年までにはゼロにすると宣言していますから、そういうふうな用途で利用するのは、われわれもプラスマイナスで納得できても、ただ、あとでモニタリングしたら用途がまったく違うことに使われていたと。例えば農地が荒れ放題のそういう太陽光もロクにやっていないというふうなことになる、結局この開発許可という、行政が持っている本来の許可権がものすごい業者が簡単に取って、あとモニタリングがなかったらどういう利用をしても、転売しても構わないということになると、やはり今後そういう森林の……、高知は日本一の森林県ですから、非常に重要な。

これから今言ってるカーボンクレジットなんかを発行して、CO2削減能力を企業に売却できるわけですよ。そういうふうに日本、世界も動いていますから、やはり森林の機能を大事にするということと、それを犠牲にするなら当然にその太陽光発電とか、脱炭素化を目指すエネルギーの利用であれば納得するけど、これが宅地造成とか、そんなまったく関係ないものに利用されるということは、やはり僕はコンプライアンスはかからなくても、その上にある社会規範ということで、やはりその企業としては今後そういうことを繰り返す企業は注意する必要……、開発許可も検討すべき問題に今後なると、そういうふうに考えています。ということで、以上です。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

法律の問題というより、そうですね、コンプライアンスの問題で企業が苦しくなる可能性がございます。ただ、ちょっと一点危惧するのは、これ、地味な話なので、人がこれを評価……、要は、あの会社良くないことをやってるねって思ってくれるかどうかというところは、ちょっと不安なところもございますので、やっぱりこれは私ども、どんどんこういう議論をしていく、意見を出していくというところが大事なんじゃないかというふうに考えます。

先ほどの委員さんの事業地Iの例もございますので、やっぱり言い続けていただくというところは非常に重要かと思えます。

ということですかね。あとの皆さん、いかがですか。よろしいでしょうか。そうしましたらそういうことで前回の審議会の宿題でございました。

今回の審議会でも少し宿題が出ましたので、またご対応、お願いしたいと思います。

(事務局 中平)

今回の審議会でいただいた意見で宿題については、また次回の審議会でご報告をさせていただきます。

(笹原会長)

はい。よろしく申し上げます。

そういうふうにして、宿題を出しつつ、継続して同じ案件について議論をしていくということは非常に重要だと思いますので、委員の皆さん、あと事務局、関係各課の方、ぜひご理解いただきたいと思います。

そうしましたら、議事次第、5番、前回審議会……、終わりにいたします。

次、議事次第見ると(6)で土地利用基本計画書第5次改定についてということで、この数年、特に松島さんを座長に、皆さんで頑張っていた基本計画書についての、特に今後の予定について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 中平)

それでは、議題3の(6)ということで、土地利用基本計画書第5次改定ということについて、ちょっとご説明をさせていただきます。

今日、資料としては、資料の4とか、5とか、6には新旧対照表なんかも付けさせていただいておりますけど、中身につきましては、前回の審議会までに委員の方々にいろいろご議論とか、ご検討いただいて、今こういったかたちになっておりますので、今日は説明のほうは割愛をさせていただきます、資料の7のほうにありますけども、これからのスケジュールについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

資料7の中段のところ、前回審議会、令和3年2月4日のことを記載しているところがございまして、前回の審議会でも素案の承認をいただきまして、昨年3月に個別規制法の所管5課、それから6月には土地対策連絡協議会幹事である県庁内の23課のほうに照会をしているというところでございます。

それから10月には、提言について全委員から承認をいただき、計画書についても笹原会長にご確認をいただき、修正等を行ってきたというところでございます。

その後、今年1月に34市町村へ意見照会を行いまして、6月にはパブリックコメントを実施いたしております。これについては、どちらともご意見等は特にはございませんでした。

それから今後のスケジュールといたしましては、県議会、9月定例会のほうに産業振興土木委員会というのがありますけど、こちらのほうで議会の委員さんのほうに報告をさせていただきます。

それから来年2月に開催予定の審議会でも諮問をさせていただいた後、国への意見照会、それから高知県公報への告示等を行っていくという予定にしております。

今回の改定にかかる必要な手続きについては、こういった作業をしていくことで完了というかたちになります。

簡単ですけども説明は、以上となります。

(笹原会長)

今後の改定スケジュールについてご説明いただきました。何かご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

この基本計画書自体はいいんですけど、2年前、3年前でしたかね。始めた頃にいろいろ、何と言うのか、漫画ででしたっけ？ わかりやすい資料をつくろうとか、そんな議論もあったような気がします。それで当時、予算措置も事務局にご検討いただいたような気がするんですが。そのへんは、まあ、とりあえず、あれですかね。

この基本計画書自体はこのまま淡々と来年に向けて作業するということでもいいと思うんですが、私どもでつくったものですから、私どもの中で反対も出ないでしょうし。何かあと、やるべきことってありますでしょうか。

(事務局 武中)

会長、すいません。先ほど、その広報用のポスターといいますか、パンフレットといいますか。

(笹原会長)

ちょっと議論した記憶が。

(事務局 武中)

作成のお話がありましたけれども、去年の10月、11月頃なんですけども、令和4年度予算のほうに一応、財政当局のほうに予算の要望といいますか、計上しておったんですけども、残念ながらちょっと却下されております。

(笹原会長)

わかりました。そしたらとりあえず、今年度はそういう広報の予算がないということですね。そういう状況だそうですね。

思うのは、ワーキングまでつくって、基本計画書をつくっていただいて、これだけでもかなりのご負担だったかなと思います。ですから、ここはここで、基本計画書は一段落ということでもいいのかなという気もいたしますが、松島座長、いかがですか。

(委員)

モニタリングを私たち委員がやるんじゃなくて、県民にやってもらうというのが本来の姿じゃないかと思います。そのためには、県民の方にこの土地の利用についての関心を持ってもらう。こういった計画があって、計画に基づいていろいろやってもらっているということが重要だ。そのためにどうしたらいいかということで、ワーキングで最初に考えたのが、小学生と言いますか、子どもたちを教育することを通して、家庭での勉強、親も勉強する。そういった子どもたちに何かわかりやすい、この土地利用に関する計画というのは重要なんだよ。土地利用というのは簡単に、自分のものだからといって勝手に使えるものじゃないんだよ。いろんな、やっぱり地域の財産としての意味があるんだよということから、関心を

持ってもらおうということが重要じゃないかなという気がしています。

だから諦めずに、予算要求は今後もやっていただきたいな。できたら、ワーキングのメンバーたちは、小学校に出前……、手弁当で行って、漫画で土地利用というのはこうなんよ。モニタリングみんなですてね。地域の環境を守っていかうよということを教えたいという、そんなエネルギーが、検討していったワーキングの中ではあったように思います。今から思ったら懐かしい気がします。私自身は大変いい経験をさせてもらったと思っています。諦めずに何かこう事業継続というか、PR の仕方を工夫していく考えというのは、忘れてはならないなという気がいたします。以上です。

(笹原会長)

はい。うまくまとめていただきました。今、資料7をチラッと見たんですが、平成29、平成30年度にポンチ絵の資料を検討したんですね。かなり昔ではありますけれど、そうですね、今、松島元ワーキング座長の話にあったように、機会を見て、機会を捉えて、そのときにダッと動けるように、少し準備をしておけばいいかなと思っております。

とりあえず、ですから今のところは基本計画書を改定するというだけでまずは進んでいきたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そうしましたら改定スケジュール、こういうことで来年の2月、次回の審議会で諮問がなされるということでございますので、また、皆さん、頭の中に入れておいていただけるとありがたいと思います。

本当にワーキングのメンバーの方には、過大なご負担をおかけして申し訳なかったと思っておりますが、その成果がこれで出るということでご理解いただきたいと思います。はい。

基本計画書の第5次改定については、こういうことで終わりにしたいと思います。

次第を見ると(7)でその他とございますが、何か事務局、ございますでしょうか。

(事務局 中平)

ちょっと事務局のほうから一点、ご相談というか、お願い事項が一点ございますので、今から説明をさせていただきます。

内容につきましては、この審議会の委員の改選というか、任期についてでございます。

国土利用計画審議会につきましては、国土利用計画審議会条例の第2条に基づきまして、25名以内の委員を置くことになっておりまして、任期については3年というかたちになっております。

今年度はその3年の任期が令和5年1月19日をもって満了するという、そういった時期になっておりまして、事務局のほうからのお願いで誠に勝手ではございますけれども、可能であれば、現在の委員の皆様には引き続き委員にご就任をいただきたいというふうに考えているところでございます。

就任依頼などの必要な手続きにつきましては、11月頃から適宜行っていきたいと思っております。またその折には、各委員の皆様方にご相談、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというところで、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(笹原会長)

ありがとうございました。任期切れですので継続していただきたいということでございます。それが事務局からのお願いということで。

3年前を思い浮かべると、3年前の委員の再任のときに、確か人数減らしたんですね。その前に確か、一般公募の方が2名でしたっけね。ご自分から公募で手をあげていただいたと。私、非常にいいことだなと思っておったんですが、やっぱり事務局から、これ以上数が多くなるともう日程調整ができなくなるって、非常に現実的な問題が出てまいりまして、それもそうだなということで、かなり私も一般公募って非常にいいことだなと思ってたんでやり取りはしたんですが、事務局に同意したという経緯もございます。

そういう中で、あと皆さん、熱心なご討議をしていただけるということで、非常にいいチームだなと、私も思っているところでございます。また、次の任期ということをお考えいたされたければ、私のほうとしてもありがたいと思っておりますので、また、事務局の用地対策課さんからご連絡があったときには、ご自分のご意見を……、ご自分のご意見というか、そのところをまたお答えいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

その他は、この任期の話ですね。はい。

そうしましたら、次第を見ると、その他で終了ですので、これで、本日の議題、審議は終了いたしました。よって、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

(事務局 寺元)

すいません。最後に事務局、寺元です。議事録のことに関してですけど、議事録署名人の岡部委員、橋本委員、お二人と、あとまた会長には、議事録を確認してもらいまして、各委員さんに出来上がったものをお送りしますので、またそのときはよろしくお願ひします。

以上です。

#### **4 閉会**

(司会)

それでは、これをもちまして、第59回高知県国土利用計画審議会を閉会したいと思います。

本日は、ありがとうございました。